

阿賀野市選挙管理委員会告示 第 28 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり指定した。

令和 4 年 6 月 22 日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽英

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所
阿賀野市役所 1 階 多目的ホール